

(別添1)

【糸満市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6,628	6,610	6,673	6,722	6,670
② 予備機を含む 整備上限台数	7,622	7,454	5,017	2,566	0
③ 整備台数 (予備機除く)	128	2,346	2,181	2,067	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	128	2,346	2,181	2,067	0
⑤ 累積更新率	1.93%	37.43%	67.30%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	19	163	327	499	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	19	163	327	499	0
⑧ 予備機整備率	14.84%	6.95%	14.99%	24.14%	0

(確認事項)

・児童生徒数は、市立小学校 10 校、市立中学校 6 校の児童生徒の合計とする。令和 8 年度については、現在 6 歳の子が小学校 1 年生になった場合を想定しており、以降令和 10 年度まで作成している。

・予備機について、令和 9 年度予備機整備率が 15%を超えた形になっているが、各年度における予備機の総台数での整備率は、国の補助上限の 15%を超えない範囲であり、補助を最大に活用するものとする。

(端末の整備・更新の考え方)

・令和 6 年度においては、令和 2 年度に整備した端末の破損分対応として、足りない分の整備 147 台を行った。令和 7 年度から令和 9 年度にかけて、児童生徒数に予備機約 15%を加えた 7,582 台を整備する予定である。令和 8 年度以降の児童生徒数は見込みであることから、調達時に最新の数値に更新し、整備台数に反映させる。

令和 7 年度においては、端末の使用期間 5 年経過後(令和 8 年 3 月頃)に導入する予定であったが、想定よりも端末の損耗率が高く、日常的な利活用を支障が出ていることから、時期を早めて導入する予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:7,582 台

○処分方法

- ・各学校へリユース:1,200 台
- ・タブレット導入事業者による引取り:6,382 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 7 年度更新分について

- ・令和 7 年 5 月 21 日 処分事業者及び納入事業者選定日
- ・令和 7 年 9 月 新規購入端末の使用開始
- ・令和 8 年 3 月まで 使用済端末を事業者へ引き渡し

○その他特記事項

再使用・再資源化は端末納入事業者が引き受けることを想定している。